

化学物質の環境への排出量等(平成 26 年度分)について

平成 26 年度の愛知県内における化学物質の環境中への排出量等について、このたび、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、取りまとめました。（詳細は別添）
平成 26 年度の化学物質の排出量等の概要は、以下のとおりです。

- 平成 26 年度の対象化学物質の全排出量（大気、公共用水域等の環境中に排出された化学物質の量）、届出排出量及び届出取扱量は、25 年度と比較してそれぞれ 0.7%、3.9%、5.5%減少し、届出移動量は 2.4%増加しました。

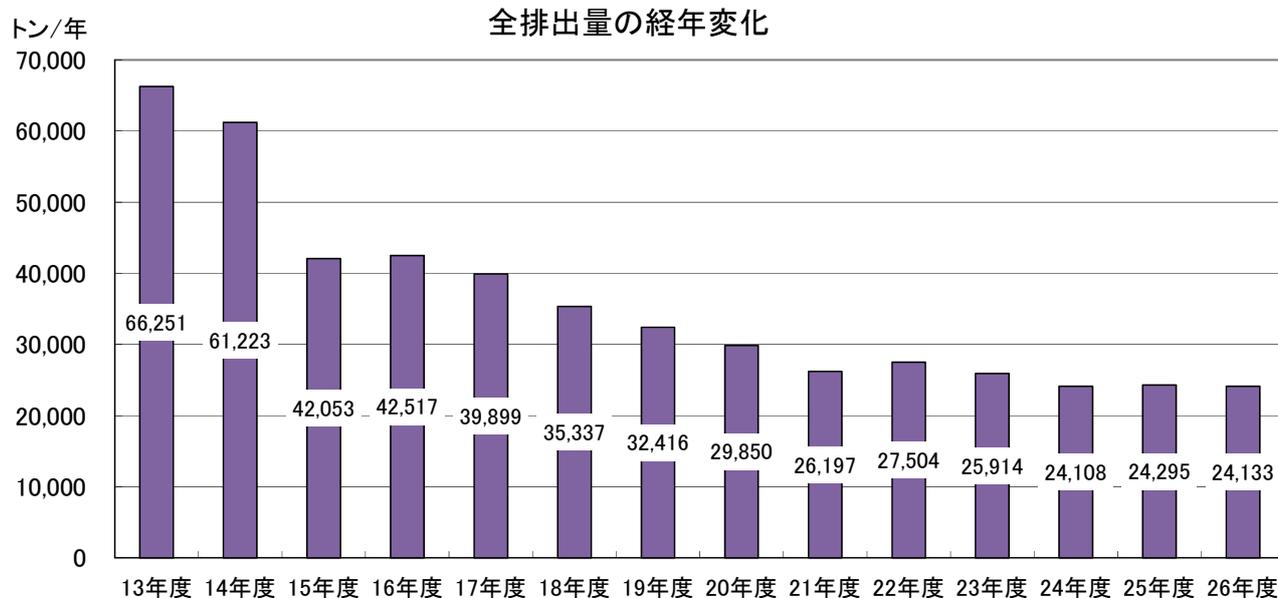
※用語の解説は、3 ページ参照

届出排出量・届出移動量・届出取扱量（平成 26 年度と 25 年度との比較）

	届出事業所 (件)	届出排出量 (トン/年)	届出外排出量 (トン/年)	全排出量 (トン/年)	届出移動量 (トン/年)	届出取扱量 (トン/年)
平成 26 年度	2,059	11,399	12,734	24,133	24,755	3,868,042
平成 25 年度	2,075	11,858	12,437	24,295	24,170	4,093,390
増減率(%)	△ 0.8	△ 3.9	2.4	△ 0.7	2.4	△ 5.5

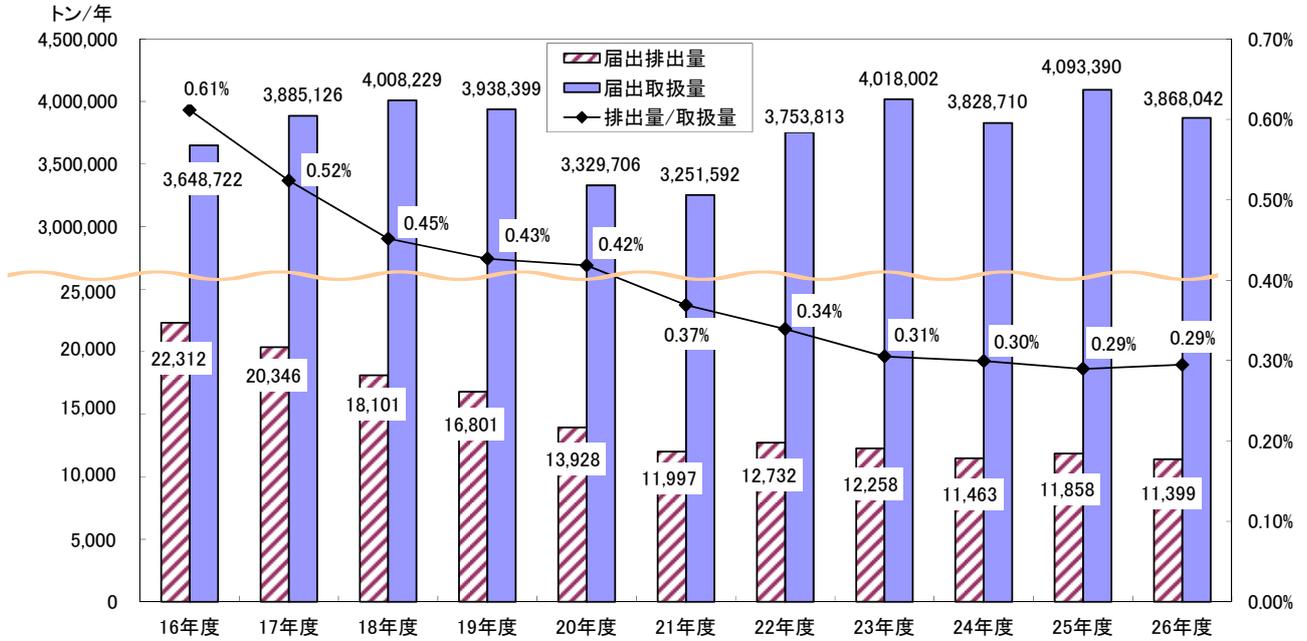
- 対象化学物質の全排出量は長期的には減少傾向ですが、近年は横ばいです。

全排出量の経年変化



- 化学物質を製造・使用する際に環境中へ排出される割合（届出取扱量に対する届出排出量の割合）は、届出取扱量の集計を開始した平成16年度の0.61%に比べて0.29%まで低下しており、事業者の排出抑制の取組が進んでいるものと考えられます。

届出取扱量に対する届出排出量の割合の経年変化



(注) 平成22年度から、届出対象物質が354種類から462物質に変更されている。

(参考) 用語の解説

○ 化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の要件をすべて満たす事業者。

- ①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所
- ②従業員数 常用雇用者 21 人以上の事業者
- ③第一種指定化学物質のいずれかを 1 年間に 1 トン以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上）取扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

○ 条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

○ 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊する恐れがあるもの等として、排出量等の把握・届出が義務付けられている化学物質。

なお、平成 20 年の化管法施行令改正に伴い、22 年度から、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されている。

○ 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量。

○ 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量。

○ 届出外排出量

届出対象事業者以外の排出源から排出された化学物質の量。具体的には、届出対象業種であるが取扱量が届出対象未満である事業者（対象業種）、農業など届出対象業種以外の事業者（非対象業種）、家庭及び移動体（自動車等）から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの。

○ 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量。